

国民健康保険の資格喪失手続き

問 町民課 ☎(83)1225

内 国民健康保険に加入していた方が、就職または扶養認定により社会保険や国民健康保険組合に加入した場合は、資格喪失手続きが必要となります。国民健康保険の資格喪失手続きは会社などでは行えませんので、ご注意ください。

持 会社などの新しい保険証、国民健康保険の保険証

相談

6月1日は「人権擁護委員の日」
「特設人権相談のご案内」

問 福祉課 ☎(83)1226

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を町長が推薦

し、法務大臣から委嘱された方で、人権相談や啓発活動を行っています。お気軽に相談にお越しください。

【特設人権相談】

日 6月4日(火)

10時～12時

(受付：11時30分まで)

場 町生涯学習センター

第1会議室、第2学習室

期 5月30日(木)まで

教育委員会とフリースクールなどによる不登校相談会

問 県教育委員会

子ども教育支援課

☎045(210)8292

日 6月8日(土)

13時～16時30分

(受付12時30分～16時)

場 県立青少年センター

内 不登校経験者や保護者による座談会、フリースクールなど活動紹介、個別

相談会など

対 小・中学生、高校生、保護者など

費 無料

補助金

クマスプレー購入補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

農作業中にクマと遭遇して、襲われた場合に身を守るための「熊撃退スプレー」の購入費用を補助します。

対 町内在住かつ農地を耕作している方

補 スプレー購入費用の2分の1(100円未満切り捨て)

(上限5000円)

申 次のものが必要となります。

①領収書の写し

②購入した

スプレー

の写真



耐震診断と耐震改修、防災ベッド・耐震シェルターの設置補助金

問 申 まちづくり課

☎(84)1332

地震に強いまちをつくるために、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事、防災ベッド・耐震シェルターの設置経費の一部を補助します。

対 ①町民自ら所有し、居住する木造住宅

②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅

※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く

③2階建て以下の住宅

補 耐震診断経費の3分の2(上限7万円)

【木造住宅耐震改修工事】

補 工事経費の2分の1(上限50万円)

【防災ベッド・耐震シェルターの設置】

補 生垣設置経費(上限5万円)

【生垣設置】

補 撤去工事費の2分1(上限20万円)

【危険ブロック塀等撤去費】

補 倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置経費の一部を補助します。

【危険ブロック塀等撤去費】

補 倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置経費の一部を補助します。

【危険ブロック塀等撤去費】

補 設置経費の2分の1(上限15万円)

※防災ベッドについては、

居住している者の人数分を限度とし、耐震シェルターについては、

木造住宅1棟につき1

回限り



危険ブロック塀の撤去費・生垣の設置についての補助金

問 申 まちづくり課

☎(84)1332

倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置経費の一部を補助します。

【危険ブロック塀等撤去費】

補 撤去工事費の2分1(上限20万円)

【生垣設置】

補 生垣設置経費(上限5万円)

【生垣設置】